

泣き寝入り防止のための駆け込み寺

フリーランス110番

仕事の
内容に関して
もめている

作業内容を
一方的に
変更された

契約書を
作ってもらえない

報酬を
支払って
もらえない

取引先から
セクハラ・パワハラに
あっている

自由がなく、
雇われているのと
変わらない

弁護士が無料で電話相談に応じます。

(ただし、通話料のご負担は発生します。)

2020年

3月24日

12~18時

03-3593-0147

主催 ● 第二東京弁護士会 労働問題検討委員会

お問い合わせ ● 第二東京弁護士会 法律相談課 電話 ● 03-3581-2250